

鴻巣市教育委員会告示第4号

鴻巣市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月10日

鴻巣市教育委員会教育長 齊藤隆志

鴻巣市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）の地域クラブ活動に関する認定制度（以下「認定制度」という。）に基づき、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブ活動の認定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「鴻巣市認定地域クラブ活動」とは、第5条第1項の認定を受け、又は同条第2項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動をいう。

(認定要件)

第3条 地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件（以下「認定要件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。

(5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。

(6) 適切な運営体制が確保されていること。

(7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断するものとする。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」によるものとする。
(認定申請)

第4条 地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、鴻巣市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書兼誓約書」という。）、鴻巣市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び申請書兼誓約書の別紙に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 教育委員会は、申請内容を審査するために必要があると認めるときは、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に対し、書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、申請内容を審査し、必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い、認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、前項の認定を受けたものとみなす。

(認定又は不認定の通知)

第6条 教育委員会は、前条第1項の認定をしたときは、鴻巣市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定をする場合において、必要に応

じ、条件を付すことができる。

3 教育委員会は、前条第1項の認定をしないこととしたときは、鴻巣市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期限）

第7条 鴻巣市認定地域クラブ活動の認定の有効期限は、認定した日の属する年度の末日までとする。

（変更の届出）

第8条 鴻巣市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「認定団体等」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに鴻巣市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

（休止の届出）

第9条 認定団体等は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに鴻巣市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第10条 認定団体等は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに鴻巣市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により教育委員会に申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による認定取消しの申出を受理したときは、その認定を取り消すものとする。

（認定の取消し）

第11条 教育委員会は、鴻巣市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、鴻巣市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、認定団体等に

通知するものとする。

(鴻巣市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第12条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、鴻巣市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を認定団体等に対して行うものとする。

(鴻巣市認定地域クラブ活動に対する支援)

第13条 教育委員会は、鴻巣市認定地域クラブ活動について、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、教育委員会は、第3条第1項第2号、第4号又は第6号を満たしていない地域クラブ活動であっても、鴻巣市認定地域クラブ活動として認定を行うことができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。